

# 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく 完了確認等について (第1版)

## ～土石の堆積編～

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく許可を受けた土石の堆積に関する工事が完了したときは、堆積されていた土石の除去が行われたことを確認するための完了確認を受けなければなりません。（法第17条、第36条）

また、一定規模以上の土石の堆積を行う場合には、定期の報告が必要です。（法第19条、第38条）

本資料は、許可証交付後に必要となる手続きについて、主な留意点をまとめたものです。

工事着手前に必ず一読いただき、必要な手続きに漏れが無いよう御協力をお願いいたします。

令和8年4月

埼玉県 都市整備部 都市計画課 盛土規制担当

# 目 次

## ～土石の堆積編～

### 《概要》

---

1 許可証交付後の手続等	1
2 許可後の手続一覧	1
3 完了確認・定期報告の判定フロー	2

### 《完了確認編》

---

1 完了確認について	3
（1）完了確認の目的	3
（2）確認の方法	3
（3）確認の留意事項	3

### 《手続編》

---

1 完了確認等の流れ	5
（1）確認のフロー	5
（2）確認日の調整	5
（3）確認の申請	7
（4）確認の受検（当日）	7
2 確認後の流れ	7

### 《定期報告編》

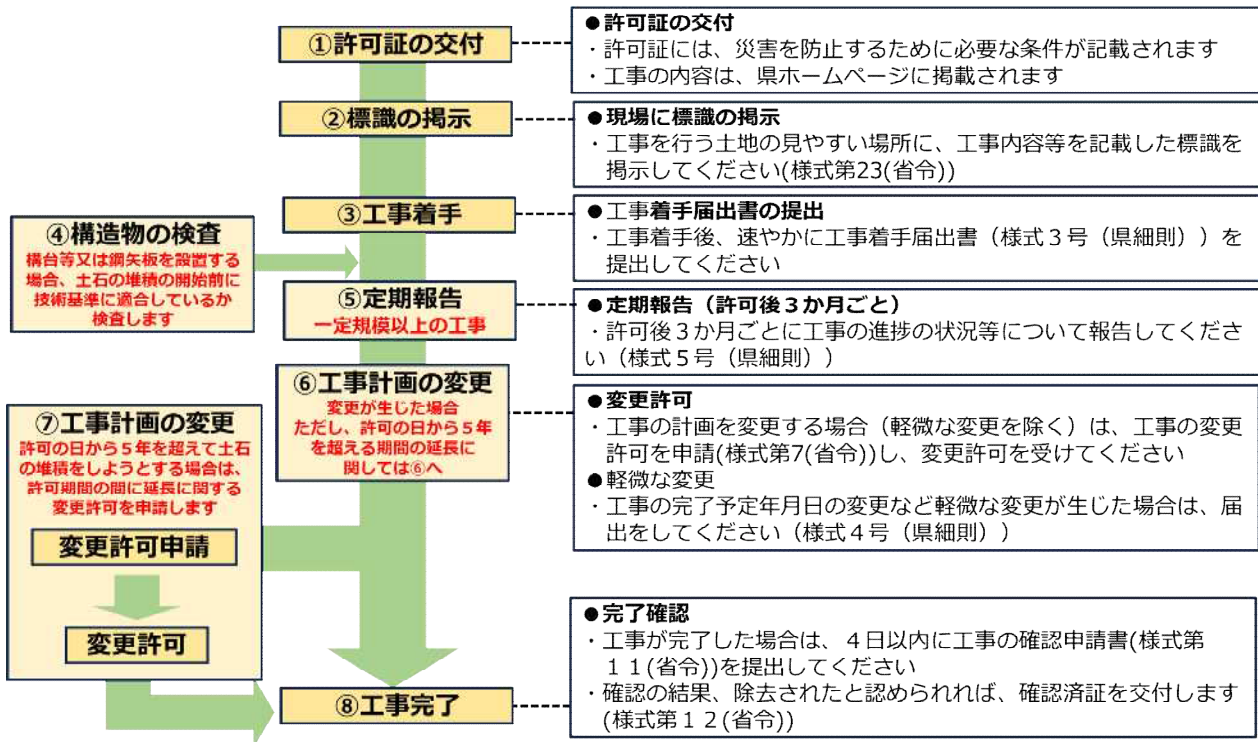
---

1 定期報告について	8
（1）定期報告の目的	8
（2）定期報告の方法	8
（3）定期報告の対象規模	8
（4）報告内容	9
（5）提出書類	9

# 《概要》

## 1 許可証交付後の手続等

許可証交付から工事完了までの主な流れは、以下のとおりです。



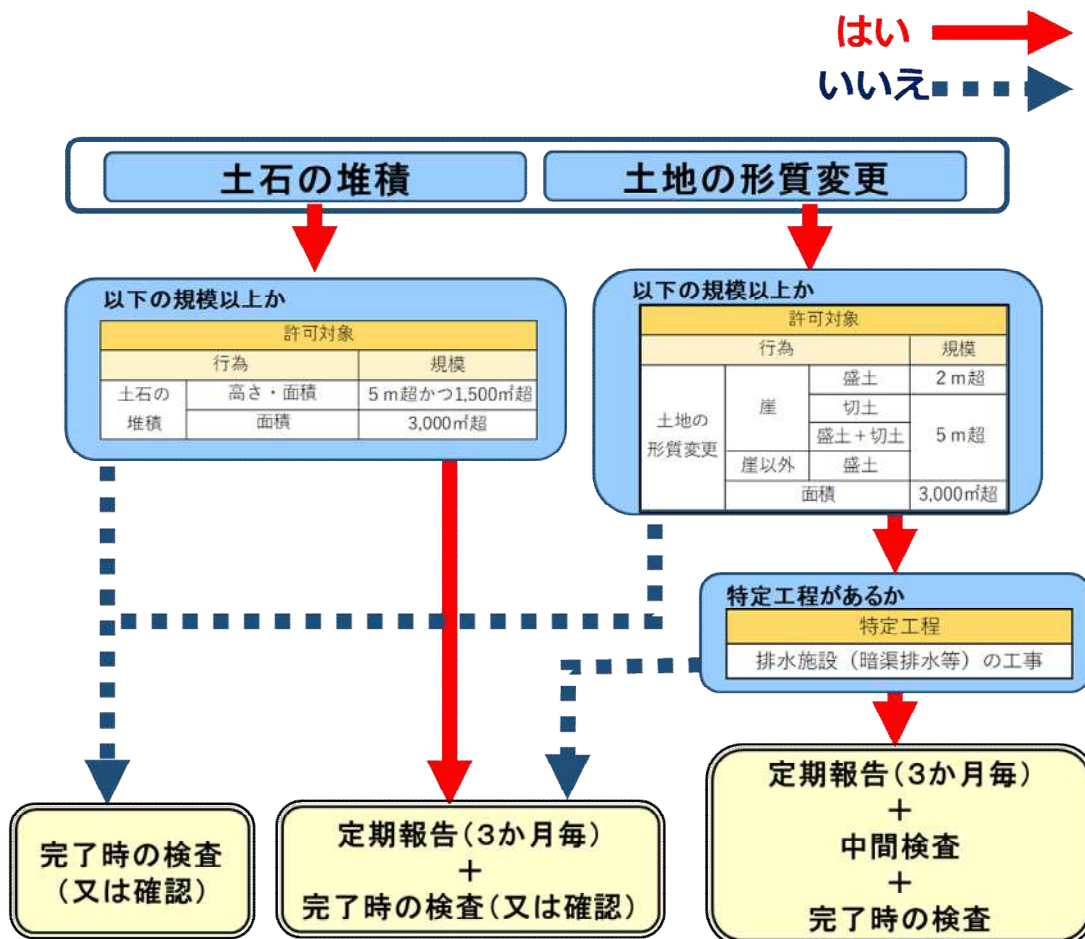
## 2 許可後の手続一覧

許可後の手続一覧です。手続に漏れが無いようお願いします。

名称	必要となる場合	手続きのタイミング
①変更許可申請	許可工事について、計画を変更しようとする場合	工事計画の変更前
②軽微な変更の届出	許可工事について、軽微な変更をする場合(工事主の名称の変更等)	変更後遅滞なく
③着手届	許可工事に着手した場合	工事着手後速やかに
④定期報告	一定規模以上の許可工事に着手した場合	3か月ごと
⑤地位承継の届出(一般承継)	許可を受けた工事主の地位を一般承継(相続・法人合併等)をする場合	承継後遅滞なく
⑥完了確認申請	許可工事について、計画通りに工事を完了した(土石の除去を完了した)場合	工事完了から4日以内
⑦廃止届	許可工事について、工事を廃止する場合(事前に安全上の措置に関する承認が必要)	廃止をする前

### 3 完了確認・定期報告の判定フロー

許可を受けた工事規模により必要となる手続きが異なります。判定フローを参考に確認してください。（参考：土地の形質の変更も含め掲載）



## 《完了確認編》

---

### Ⅰ 完了確認について

#### (1) 完了確認の目的

完了確認は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可を受けた土石の堆積に関する工事（堆積していた全ての土石の除却）が完了したとき、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかを確認するために行うものです。（法第17条、第36条）

#### (2) 確認の方法

確認の方法は、現地立会によることを基本としていますが、検査員により写真等による書類確認で、現地立会と同等の確認が可能と判断された場合は、机上確認で行う場合もあります。

#### ・確認等の区分一覧

区分	土石の堆積
	完了確認
実施時期	工事完了後
申請時期	工事完了後 4日以内
手数料	なし
方法	現地立会または写真

#### (3) 確認の留意事項

確認の実施に当たっては、工事主及び工事施行者が連携し、以下の主な留意点を踏まえながら臨んでください。

#### 主な留意点

##### ▶ 確認前

- ・ 確認申請書は、工事完了後4日以内に提出しなければなりません。
- ・ 申請後すぐに確認ができない可能性もあることから、確認申請書

を提出する前に各窓口の担当者と事前の日程調整を行ってください。

▶確認当日

- ・ 許可を受け堆積されていた全ての土石の除却が行われていることを確認します。
- ・ 工事内容や状況の説明が出来るよう工事主（本人）又は代理人、工事施行者の立ち会いをお願いします。

▶確認後

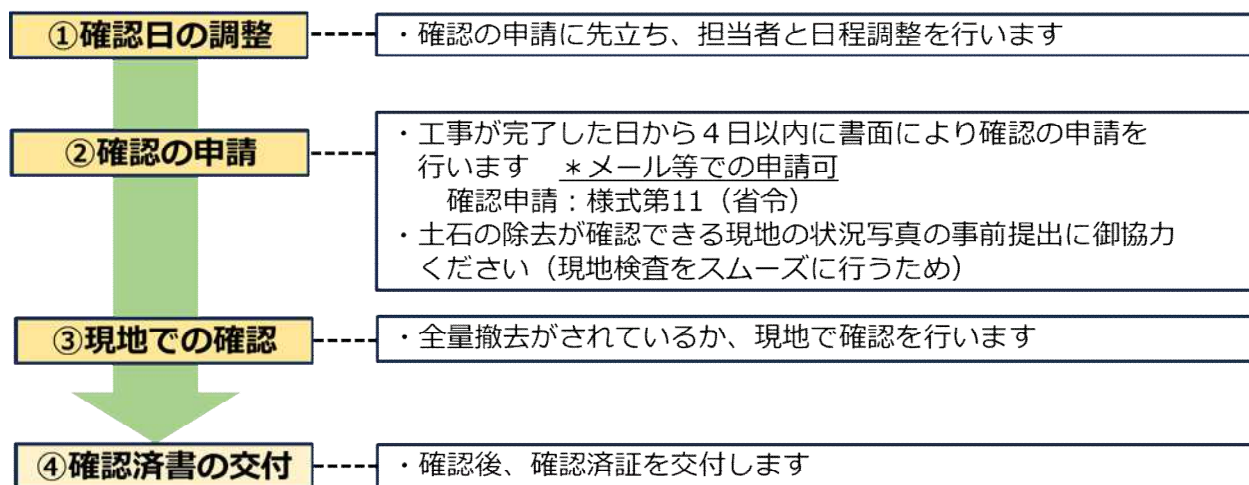
- ・ 確認の結果、不備の指摘があった場合には、速やかに是正又は必要な措置を講じ、再度、確認を受けて下さい。

## 《手続編》

---

### I 確認の流れ

#### (1) 確認のフロー



#### (2) 確認日の調整

工事完了の見込みが立ったら、速やかに土石の除却の確認ができるよう、確認請求書を提出する前に環境管理事務所の担当者と日程の調整をお願いします。

各環境管理事務所の担当区域は次ページのとおりです。

なお、原則として各環境管理事務所の職員が検査を行います。

窓口	連絡先	管轄市町村
中央環境管理事務所	さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 048-822-5199	鴻巣市・上尾市・蕨市・戸田市・桶川市・北本市・伊奈町
西部環境管理事務所	川越市新宿町 1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟 4 階 049-244-1250	所沢市・飯能市・狭山市・入間市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・日高市・ふじみ野市・三芳町
東松山環境管理事務所	東松山市六軒町 5-1 0493-23-4050	東松山市・坂戸市・鶴ヶ島市・川島町・吉見町・滑川町・嵐山町・小川町・越生町・毛呂山町・鳩山町・ときがわ町・東秩父村
秩父環境管理事務所	秩父市東町 29-20 0494-23-1511	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町
北部環境管理事務所	熊谷市末広 3-9-1 048-523-2800	熊谷市・深谷市・本庄市・美里町・上里町・神川町・寄居町
越谷環境管理事務所	越谷市越ヶ谷 4-2-82 048-966-2311	草加市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町
東部環境管理事務所	杉戸町清地 5-4-10 0480-34-4011	行田市・加須市・春日部市・羽生市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町

- 東松山環境管理事務所
- 東部環境管理事務所
- 北部環境管理事務所
- 西部環境管理事務所
- 越谷環境管理事務所
- 秩父環境管理事務所
- 中央環境管理事務所
- 指定都市・中核市



### (3) 確認の申請

#### 提出書類

##### ① 完了確認

##### ・ 確認申請書（省令様式第十一）

- ・ 検査の対象となる工事が完了した日から4日以内に申請書を提出してください。 \*メール等での申請可
- ・ 申請の前には、許可を受け堆積していた土石が、全て除却されていることの確認（自社検査）を行ってください。

### (4) 確認の受検（当日）

- ・ 確認は、現地立ち合いで行うことを基本とします。

## 2 検査後の流れ

- ・ 土石の除却が確認されたときは、確認済証を交付します。
- ・ 確認の結果、指摘事項があった場合は、工事検査員から工事主（代理人等）に工事検査結果指示書により、是正を指示します。
- ・ 全ての是正完了後、速やかに、是正結果報告書を環境管理事務所の担当者に提出してください。
- ・ 是正結果報告書提出後、再確認を実施します。再確認の結果、工事検査員が問題ないと認めたときは、確認済証を交付します。

## 《定期報告編》

---

### I 定期報告について

#### (1) 定期報告の目的

定期報告は、土石の堆積が許可時の最大形状内に収まっていること、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置等が適正に施工されていること、堆積行為が計画どおりに運用されていることを確認するため行うものです。（法第19条、第38条）

#### (2) 定期報告の方法

定期報告は、許可を受けた時点から、3か月ごとに行う必要があります。

休止中の工事、着手前や準備工などの現場が動いていない場合でも定期報告は必要です。

#### (3) 定期報告の対象規模

土石の堆積	規模
高さかつ面積	高さ5m超かつ 1,500 m <sup>2</sup> 超
面積	3,000 m <sup>2</sup> 超

#### (4) 報告内容

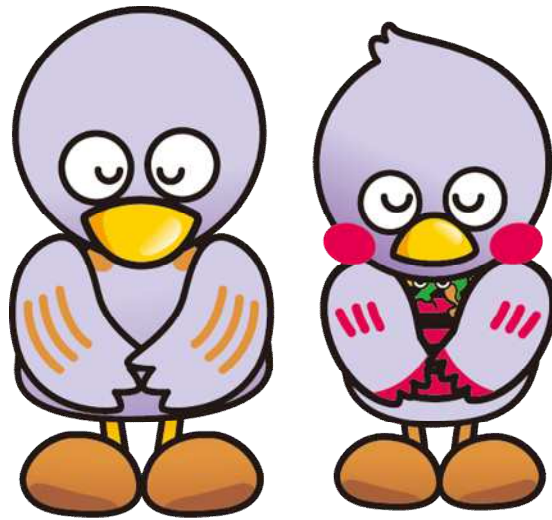
定期報告では以下の内容について、報告してください。

対象の工事	報告事項（報告書記載内容）
共通	① 工事が施行される土地の所在地 ② 工事の許可年月日及び許可番号 ③ 前回の報告年月日（2回目以降の報告時）
土石の堆積	④ 報告の時点における土石の堆積の高さ ⑤ 報告の時点における土石の堆積の面積 ⑥ 報告の時点における堆積されている土石の土量 ⑦ 前回の報告時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量（2回目以降の報告時）

#### (5) 提出書類

- ・ 定期報告書（細則様式第5号）
- ・ 写真（工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真）
- ・ 撮影箇所を記した図面
- ・ その他の書類

防災措置の施工状況が分かる書類（写真含む）や、報告内容について補足する書類等があれば必要に応じて添付してください



埼玉県のマスコット コバトン さいたまっち

埼玉県 都市整備部 都市計画課 盛土規制担当

電話：(048) 830-5336

e-mail：a5330-25@pref.saitama.lg.jp

令和8年4月作成